

編入学、転入学及び再入学に関する規程

平成22年10月13日

放送大学規程第6号

改正 平成23年1月12日、平成28年3月30日

平成28年5月30日、平成28年11月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号。以下「学則」という。）第27条に規定する編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

(編入学等の許可)

第2条 編入学、転入学及び再入学は、編入学、転入学又は再入学する年次の定員に余裕があるときに許可することができる。

(編入年次等)

第3条 本学に編入学又は転入学を志願する者は、別表1第1欄の区分に応じて同表第2欄に定めるように編入する。

(編入学者及び転入学者の既修得単位の認定)

第4条 編入学又は転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位については、審査のうえ、編入学又は転入学年次に応じて別表2に定める授業科目及び単位数を認定することができる。

2 前項の場合において、専修学校の専門課程の修了者の既に履修した授業科目については、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第19条の規定により専修学校が定める授業時数をもって1単位の換算するものとする。

(再入学者の在学年数等)

第5条 再入学を許可された者の以前に在学した年数は、本学の在学年数として認定する。ただし、4年を超える在学年数については再入学時において4年とみなす。

2 本学を卒業し再入学を許可された者は、卒業したコース以外のコースの3年次に入学する。

(再入学者の既修得単位の認定)

第6条 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位については、審査のうえ、その全部を認定することができる。

(再入学者の新規16単位修得要件)

第7条 本学を卒業し再入学を許可された者は、前条の既修得単位とは別に、再入学したコースのコース科目（導入科目、専門科目及び総合科目）から、新たに16単位以上修得しなければならない。

2 前項の16単位の中には、直近の本学卒業以降、選科履修生又は科目履修生等として修得した単位を算入することができる。

附 則

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則（平成23年1月12日）

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月30日）

この規程は、平成28年5月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年11月25日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

第1欄		第2欄	
		編入年次	在学すべき年数
大学(外国の大学を含む。)	1年以上2年未満在学した者	2年次	3年以上
	2年以上在学した者(卒業者を含む。)	2年次又は 3年次	2年次入学のとき3年 以上、3年次入学のとき 2年以上
短期大学(外国の短期大学を含む。)	卒業した者		
高等専門学校(外国の高等専門学校を含む。)			
旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所			
専修学校の専門課程を修了した者(学則第27条第1項第4号に規定する者に限る。)			
高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科を修了した者(学則第27条第1項第5号に規定する者に限る。)			
旧制大学予科	第2学年を修了した者	2年次	3年以上
旧制高等学校高等科			
旧制中等学校卒業程度を入学資格とする旧制専門学校の本科又は予科			
旧制教員養成諸学校(旧制師範学校及び旧制青年師範学校については本科に限る。)	第3学年又は第4学年を修了し又は卒業した者	2年次又は 3年次	2年次入学のとき3年 以上、3年次入学のとき 2年以上
旧制大学において旧制高等学校高等科又は旧制専門学校本科と同等以上の学校として、その卒業者について旧制大学入学資格を認められた学校			
旧制高等学校卒業程度を入学資格とする旧制専門学校又は予科	第1学年を修了した者	2年次	3年以上
	第2学年又は第3学年を修了し又は卒業した者	2年次又は 3年次	2年次入学のとき3年 以上、3年次入学のとき 2年以上

別表2 編入学者及び転入学者の既修得単位の認定

区分	卒業要件 単位数	科目区分 を問わない 単位	第2年次編入学	第3年次編入学
			本学入学前に修得した ものとみなす単位	本学入学前に修得した ものとみなす単位
基盤科目	14単位 うち外国語 2単位	34単位	14単位以下 うち外国語 2単位以下	14単位以下 うち外国語 2単位以下
コース科目 導入科目	76単位 うち自コース 開設 34単位		17単位以下 うち 自コース開設扱い 4単位以下	48単位以下 うち 自コース開設扱い 12単位以下
	専門科目		—	—
	総合科目		うち他コース 開設 4単位	—
合計	124単位 [94単位] [20単位]		31単位以下 (10単位以下)	62単位以下 (20単位以下)

[]は放送授業で修得すべき単位数で内数。

[]は面接授業又はオンライン授業で修得すべき単位数の内数であり、()は面接授業の単位数。

(注) 各区分の認定の基準については、教授会において別に定める。